

## 広島都市圏バス活性化推進会議開催要綱

(目的)

第1条 広島都市圏のバス活性化について検討を行うため、学識経験者や関係団体等による意見交換を行うことを目的として、広島都市圏バス活性化推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 推進会議においては、バス活性化について意見交換を行う。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に、委員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、推進会議を進行する。
- 3 推進会議に副座長を1名置き、座長が委員の中から選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 推進会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 推進会議は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、道路交通局都市交通部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、道路交通局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、広島都市圏のバス活性化についての意見交換を行い、推進会議としての役割を終えた日、その効力を失う。